

# 測定事業請負契約書（案）

収入  
印紙

- 1 事業名 令和8年度境界検測予備調査業務 大相国有林 30 林班
- 2 事業量 境界検測予備調査 境界 239 点 境界延長 4,307m
- 3 事業場所 香川県高松市塩江町 大相国有林 30 林班
- 4 事業期間 令和 年 月 日から令和8年12月25日まで
- 5 請負金額 ￥ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 契約保証金 ￥ 円
- 7 成果品納入場所 四国森林管理局 計画保全部 保全課

## 8 特約条項

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（林野火災防止に関する特約条項も含む。）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連携して実施する。

### 【紙契約方式の場合】

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

### 【電子契約システムの場合】

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号  
支出負担行為担当官  
(氏名) 四国森林管理局長 田中晋太郎 印

受注者 (住所)  
(氏名)

印

(別添)

## 契 約 条 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする測定事業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の事業（以下「事業」という。）を契約書記載の事業期間（以下「事業期間」という。）内に完成し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負金を支払うものとする。
- 3 事業を完了するために必要な一切の手段（以下「実行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第53条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連事業・関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の実行する事業と発注者の発注に係る第三者の実行する他の事業又は第三者の施工する他の工事が実行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う事業又は工事の円滑な実行又は施工に協力しなければならない。

(請負金額内訳書及び工程表の提出)

第3条 受注者は、計画図書、仕様書に基づき、所定の様式により請負金額内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、事業着手前までに発注者に提出し、その承諾を受けなければ事業に着手してはならない。

- 2 発注者は、前項により提出された内訳書又は工程表の内容に不相当と認められるものがあるときは、受注者と協議の上、修正させることができる。
- 3 前2項の規定は、内訳書又は工程表を変更する場合についても準用する。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負金額の10分の1以上としなければならない。
  - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第48条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
  - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 5 請負金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果品（未完成の成果品及び事業を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、この契約の履行について、事業の全部又はその主たる部分を一括して

第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として請負金額に占める再委託金額の割合(以下「再委託化率」という。)が50パーセント以内の事業とする。
- 4 発注者は、受注者から再委託により事業を行いたい旨の申出があった場合は、当該再委託者が雇用する労働者に関する資料等を確認した上で、再委託の可否を判断するものとする。
- 5 受注者は、第3項の承諾を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、書面により、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び事業の範囲を記載した書面を、第3項の承諾の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 7 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は事業の範囲を変更する必要がある場合には、第5項の変更の承諾後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 8 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 9 事業を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第3項及び第5項から前項までの規定は、適用しない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない事業者(当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入事業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該事業者と下請契約を締結しなければ事業の実行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入事業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入事業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその実行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、この事業に係る監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾及び協議

(2) 事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査及び材料の検査（確認を含む。）

(3) 本事業及びその関連する事業に係る事業進捗状況等の調整

(4) 第13条に規定する支給材料及び貸与品の授受

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者)

第10条 受注者は、現場業務をつかさどる現場代理人及び測量技術上の管理を行う主任技術者を定め、事業の着手前に書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に届け出なければならない。現場代理人及び主任技術者を変更した場合も同様とする。

2 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

3 主任技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士の資格を有し、かつ、測量に関し14年以上の実務経験を有する者でなければならない。

- 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、事業現場に常駐し、発注者又は監督職員の指示に従い、事業現場の取締りその他事業の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人等に対する措置請求)

第 11 条 発注者は、現場代理人若しくは主任技術者又は受注者の使用人若しくは第 6 条第 3 項の規定により受注者から事業を委任され、若しくは請け負った者がその事業の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に書面により通知しなければならない。

(履行報告)

第 12 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第 13 条 発注者が受注者に支給又は貸与する材料の品名、数量、品質、規格、引渡場所及びその他の事項については、仕様書の支給材料及び貸与品目録に記載したところによる。

- 2 受注者は、前項の支給材料又は貸与品を受領したときは、その都度、受領書又は借用書を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品を、この事業以外の用途に使用してはならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 受注者は、この事業の完了、設計図書の変更等によって支給材料又は貸与品が不用となったときは、直ちに発注者に返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意又は過失により支給材料若しくは貸与品を滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(設計図書と事業内容が一致しない場合の修補義務)

第 14 条 受注者は、事業の実行部分が設計図書又は監督職員の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、

当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合であつて、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 15 条 受注者は、事業の実行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で成果品の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で成果品の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 16 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は事業に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を

受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業の進行管理)

第 17 条 発注者は、受注者の行う事業の適正な進行管理を行うため必要なときは、進行状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(事業の中止)

第 18 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより事業現場の状態が著しく変動したため、受注者が事業を行うことができないと認められるときは、発注者は、事業の中止内容を直ちに受注者に通知して、事業の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、事業の中止内容を受注者に通知して、事業の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により事業実行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者が事業の続行に備え事業実行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い事業期間の禁止)

第 19 条 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、この事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により事業等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による事業期間の延長等)

第 20 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連事業又は工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に事業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第 21 条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、

又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第 22 条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日(第 20 条の場合にあっては、発注者が事業期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が事業期間の変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第 23 条 請負金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置等)

第 24 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、火災等の災害防止その他事業の実行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 25 条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他事業の実行に関して生じた損害(次条第 1 項又は第 27 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 52 条の規定により付された保険によりてん補さ

れた部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 26 条 事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 52 条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の場合その他事業の実行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 27 条 成果品の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、事業の出来形部分、仮設物又は事業現場に搬入済みの測量機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 52 条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(事業の出来形部分、仮設物又は事業現場に搬入済みの測量機械器具であつて立会いその他受注者の事業に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下第 6 項において「損害合計額」という。)のうち、請負金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 事業の出来形部分に関する損害

損害を受けた事業の出来形部分に相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は測量機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は測量機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該事業で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果品に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第28条 発注者は、第8条、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第21条、第24条、第25条、第27条又は第31条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(事業の完了及び検査)

第29条 受注者は、事業を完了したと認めるときは、速やかに事業完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の事業完了届を受理したときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、受注者は、発注者又は検査職員が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、発注者又は監督職員若しくは検査職員の指示により、これを修正し、再度発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。この検査については、前2項の規定を準用する。
- 4 合格した検査に係る事業完了届を発注者が受理した日が、事業期間の末日後である場合は、事業期間の末日の翌日から合格した検査に係る第1項の事業完了届又は第3項において準用する第1項の事業完了届を受理した日までの日数を、受注者の履行遅滞日数として取り扱うものとする。
- 5 発注者が受注者に対し第2項又は第3項において準用する第2項の検査に合格した旨を通知したときをもって、事業の全部を完了したものとし、成果品について、発注者は受注者から引渡しを受けたものとみなす。

(請負金の支払)

第 30 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 3 項の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負金の支払を請求することができる。

この場合において、受注者は、支払請求書を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内に請負金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項に規定する検査の期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果品の使用）

第 31 条 発注者は、第 29 条第 5 項の引渡し前においても、成果品の全部又は一部を、受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第 32 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の事業完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の 10 分の 3 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負金額の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、請負金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に

規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 33 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 34 条 受注者は、前払金をこの事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料又は保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額を除き、この事業の現場管理費及び一般管理費等のうちこの事業の実行に要する費用の支払に充当することができる。

(部分払)

第 35 条 受注者は、事業の一部が完了してその区分が明らかなものについては、部分完了届を提出して、当該部分の検査を発注者に請求することができる。

2 発注者又は検査職員は、前項の請求があった場合において、同項の検査を行うことが適当であると認めるときは、当該請求があった日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、同項の検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が検査に立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、受注者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。

3 第 1 項の請求があった場合において、発注者が同項の検査を行うことが適当でないと認めるときは、その理由を明らかにして、その旨を受注者に通知しなければならない。

4 発注者が受注者に対し第 2 項の検査に合格した旨を通知したときをもって、その合格した部分について、発注者は受注者から引渡しを受けたものとみなす。

5 受注者は、事業完了前に前項の規定に基づく部分検査に合格したものがあるときは、その部分検査合格分及び部分検査合格分において使用した設計図書に基づく事業に使用する材料に相当する請負金額（以下「請負金相当額」という。ただし、既に部分払金の支払があり、再度部分払の請求をする場合においては、請負金相当額から既に部分払の対象となった請負金相当額を控除した額とする。）の 10 分の 9 以内の範囲において、部分払を所定の手続に従って請求することができる。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、請負金相当額は、発注

者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 請負金相当額 $\times$   $(9/10 - \text{前払金額}/\text{請負金額})$

- 7 部分払金の支払については、第30条の規定を準用する。この場合において、同条中「検査」とあるのは「部分検査」と、「請負金」とあるのは「部分払金」と、同条第3項中「前条第2項に規定する検査の期限まで」とあるのは「部分完了届を受理した日から起算して10日以内」と読み替えるものとする。

(部分引渡し)

第36条 成果品について、発注者が設計図書において事業の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分に係る事業が完了したときは、第29条中「事業」とあるのは「指定部分に係る事業」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、第30条中「請負金」とあるのは「部分引渡しに係る請負金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第30条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定に基づき準用される第30条第1項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負金の額 $=$ 指定部分に相応する請負金の額 $\times$   $(1 - \text{前払金額}/\text{請負金額})$

(第三者による代理受領)

第37条 受注者は、発注者の承諾を得て請負金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第30条（第36条において準用する場合を含む。）又は第35条の規定に基づく支払をしなければならない。

(部分払金等の不払に対する事業実行の一時中止)

第38条 受注者は、発注者が第32条、第35条又は第36条において準用される第30条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、事業の全部又は一部の実行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が事業を一時中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 39 条 発注者は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 40 条 発注者は、事業が完了するまでの間は、次条又は第 42 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 41 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) 事業期間内に事業が完了しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第 10 条第 1 項の主任技術者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 39 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 42 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負金債権を譲渡したとき。
- (2) 契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された成果品に契約不適合がある場合において、その不適合が成果品を除去した上で再び事業を実施しなければ、契約の目的が達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負金債権を譲渡したとき。
- (9) 第44条又は第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時測量業務等の契約を締結する事務所の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当

該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (11) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (12) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- (13) 第 11 号及び前号に掲げる場合のほか、この契約について、不正行為をしたとき。
- (14) 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
- イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - ホ その他前各号に準ずる行為

- 2 受注者は、この契約に関して受注者又は受注者の代理人が前項第 11 号又は第 12 号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 43 条 第 41 条各号又は前条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 44 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 45 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 16 条の規定により設計図書を変更したため請負金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 18 条の規定による事業の全部の中止期間が事業期間の 10 分の 5（事業期間の

10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の事業が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第44条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第47条 発注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び当該検査部分に使用した設計図書に基づく事業に使用する材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金を、受注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、第32条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第35条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第41条、第42条又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第40条、第44条又は第45条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、事業現場に受注者が所有又は管理する事業に使用する材料、測量機械器具、仮設物その他の物件(第6条第3項の規定により、受注者から事業の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって

当該物件を処分し、事業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条、第42条第1項又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第40条第1項、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 事業の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に事業を完了することができないとき。
  - (2) この成果品に契約不適合があるとき。
  - (3) 第41条又は第42条の規定により、成果品の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第41条又は第42条の規定により成果品の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 成果品の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負金額から出来形部分に相応する請負

金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができるものとする。

- 6 第2項の場合（第42条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第49条 受注者（共同事業体にあつては、その構成員を含む。）が次のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（契約締結後請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対して書面により請求するものとする。

- (1) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人に、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) この契約に関し、前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁

止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第50条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第30条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による請負金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第51条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第29条第5項(第36条においてこの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求

等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者が第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された成果品の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (保険)

第52条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

#### (あっせん又は調停)

第53条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、第三者のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人又は主任技術者の事業の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から事業を委任され、又は請け負った者の事業の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は前項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 3 第1項のあっせん又は調停の方法は、受注者の意見を聴いた上で発注者が決定するものとする。

(契約外の事項)

第54条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 林野火災防止に関する特約条項

### (林野火災の予防及び届出)

第1条 受注者は、国有林野への入林に当たり、火の取扱いに注意し、火災の予防に努めるものとする。また、たき火等の火災とまぎらわしい煙を発生おそれのある行為等を行う場合は、必ず市町村の火災予防条例等に基づく届出を行わなければならない。

### (入林者等への周知)

第2条 受注者は、入林する国有林野が所在する市町村が定める火災予防条例の内容、特に林野火災注意報及び林野火災警報等の規程を十分に理解し、国有林野に入林する者に対してそれらの規程について周知するとともに、火災の予防に努めることについて指導を徹底するものとする。

### (林野火災注意報等の区域の確認)

第3条 受注者は、国有林野への入林に当たり、入林する国有林野の所在する市町村が火災予防条例において定める、林野火災注意報及び林野火災警報の発令時に火の使用等に制限が課される区域について、必ず確認するものとする。

### (林野火災注意報等の発令状況の確認)

第4条 受注者は、国有林野への入林に当たり、入林する国有林野が所在する市町村から発令される林野火災注意報や林野火災警報の発令状況を確認するものとする。

### (林野火災注意報等の発令に伴う対応)

第5条 受注者は、入林する国有林野が所在する市町村において、林野火災注意報又は林野火災警報が発令されている場合、当該市町村の火災予防条例の定めるところに従い、火の使用等に関する制限等の規程を遵守するものとする。

### (林野火災が発生した場合の対応)

第6条 受注者は、国有林野内の入林地等において火災が発生した場合は、消火活動及び消防、警察等、関係機関の調査等に協力するものとする。

# 境界検測予備調査作業仕様書

## 1 趣旨

この作業は、林野庁測定規程(以下「規程」という。)、計画図書(境界検測予備調査区間表、境界検測予備調査位置図)、国有林野標識原簿(標識巡検簿)、境界検測予備調査野帳及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

## 2 調査方法等

境界検測予備調査(以下「予備調査」という。)は、次により予備調査の対象とする全ての境界標の異常の有無を調査するものとする。

### (1) 使用する調査機器等

ポケットコンパス、ポール、メートル縄、カメラ、既往の測量記録(境界検測予備調査野帳、標識原簿等)、基本図、鉋、鎌等を使用するものとする。

### (2) 調査及び作業内容

① 標識原簿を基に、ポケットコンパス等を用いて各境界標の位置を測定し、境界標の異常の有無を調査し、境界検測予備調査報告書及び境界検測予備調査野帳にとりまとめを行うものとする。

② 境界標の異常が認められない場合は、境界標の頭部に赤ペンキを塗布するとともに、境界見出し標等の整備を行うものとする。

③ 測定した境界標の異常が認められた場合は、その形態について調査を行い、「3記録の方法(1)」に基づきとりまとめを行うこととする。

④ 標識原簿に記載されている境界標識については、異常の有無にかかわらず、全ての箇所について写真撮影を行うこととする。

写真撮影に当たっては、該当する境界標にポール等をあて、現地境界標の状態が分かるよう撮影すること。

なお、撮影時には、ホワイトボード等を使用し、現地境界の状態を明示し、撮影することとする。

⑤ 各境界標の調査の際には、境界線の周辺における土地利用及び伐採等の状況並びに境界侵害の疑いの有無について調査し、「3記録の方法(2)」に基づきとりまとめを行うとともに、写真撮影をするものとする。

⑥ 境界標の直近の立木(国有林野内のもの)の、地上1.2m付近に赤ペンキを塗布するものとする。直近に立木がない場合は、見出し杭(長さ1m程度、直径3cm以上)を作成し、境界標の近くの国有林野側に十分打ち込んだ後、頭部に赤ペンキを塗布するものとする。

## 3 記録の方法

予備調査の内容は、別紙1様式「令和○年度境界検測予備調査実施報告書」に調査内容を記載するものとする。

なお、境界標の状況等は、次により区分するものとする。

### (1) 境界標が異常の場合

境界標は存在するが、異常が認められる場合は、次により区分する。

区分については、目視(写真も含む。)により判断することとし、現地境界標が堅固に設置されているか確認を行った上での区分とする。

なお、以下の区分により判断ができない場合にあっては、監督員の指示により判断することとする。

- ① 傾斜
- ② 折損
- ③ 頂面欠損
- ④ 番号脱落
- ⑤ 転倒
- ⑥ 移動
- ⑦ 不明(発見できないものなど)

- (2) 境界線の近辺における土地利用及び伐採等の状況並びに境界侵害の疑いの有無  
土地利用及び伐採等の状況は、具体的に記載するものとし、境界侵害の疑いの有無については、次のとおり区分する。

- ① 建物敷
- ② 敷地(整地されている場合)
- ③ 工作物敷
- ④ 庭園敷
- ⑤ 農地用
- ⑥ 道路敷
- ⑦ その他(具体的な使用状況)

#### 4 障害物の除去等

- (1) 測量支障木等障害物の除去については、必要最小限度にとどめることとし、事後に監督職員へ報告するものとする。
- (2) 測量支障木を伐採する場合には、努めて根際から伐り、枝払いを行うなど、周辺の植栽木の生育の妨げとならないよう留意する。

なお、隣接地が道路、水路、農耕地等の場合は、伐採木が交通や農作物への支障とならないよう直ちに除去する。

#### 5 環境負荷軽減への取組

事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

## 6 支給材料及び貸与品

- (1) この作業に係わる支給材料及び貸与品は、特記仕様書(境界検測予備調査)に記載する支給材料及び貸与品目録に記載のとおりとする。
- (2) 貸与品は複製してはならない。
- (3) 貸与品を部外者に閲覧、謄写させてはならない。

## 7 監督職員の指示により処理すべき事項

次に掲げる事態が生じた場合は、監督職員に報告し、指示に基づき処理することとし、経過を標識原簿(写)に記載するものとする。

- (1) 資料成果に不備を発見したとき。
- (2) 既設境界標の位置に誤りがあることを確認したとき。
- (3) 隣接地所有者から、異議、不服等の申し出があったとき。
- (4) その他疑義が生じたとき。

## 8 写真管理について

写真は、作業種別ごとに下記の要領で撮影する。

- (1) 作業種別
  - ① 伐開作業：作業着手前及び完成写真(各5箇所以上)
  - ② 境界検測予備調査作業中：作業中(5箇所以上)
  - ③ 「2 調査方法等の(2)④」によるもの：対象となるもの全て
- (2) 写真には、事業名、日付、場所、作業種、境界番号を明確に写し込むものとする。
- (3) その他監督職員の指示によるものとする。

## 9 納入成果品

- (1) 報告書は、別紙1様式「令和○年度境界検測予備調査実施報告書」に基づき報告するものとする。
- (2) 添付書類
  - ① 写真集・・・「8 写真管理について(1)(2)(3)」に基づき撮影した写真を整理する。
  - ② 測量記録・・・貸与資料に測量結果を記入する。(確認検測を準用)

## 特記仕様書（境界検測予備調査）

### 1 支給材料及び貸与品について

支給材料及び貸与品目録は以下のとおりとする。

### 2 安全衛生管理

(1) 請負契約締結後には、発注者による安全指導を行うので、代表者及び現場代理人を出席させられたい。

(2) 請負契約締結後は、緊急連絡体制図を作成し、速やかに提出の上、会社、現場へ掲示するものとする。

### 支給材料及び貸与品目録

香川森林管理事務所 大相国有林

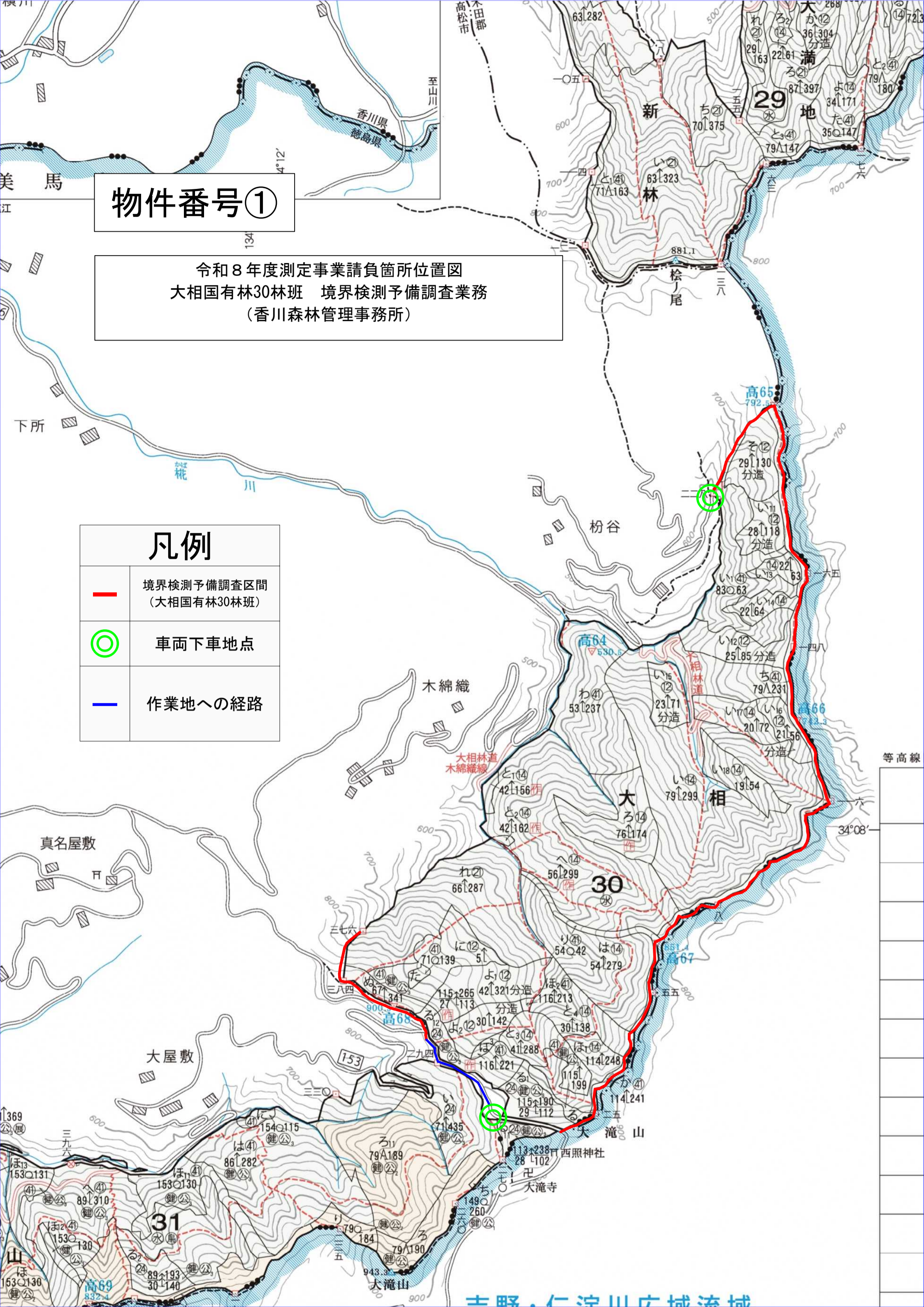
区 分	品 目	数 量	支給場所	備 考
支給材料	境界見出し標	239枚	香川森林管理事務所	
	真鍮線	30巻	〃	1巻7m
	スプレー（赤）	20本	〃	
	油性マーカー	2本	〃	
貸与品	国有林野標識原簿 （標識巡検簿）	2部	〃	大相
	境界検測予備調査 野帳	10枚	〃	大相

# 物件番号①

令和8年度測定事業請負箇所位置図  
大相国有林30林班 境界検測予備調査業務  
(香川森林管理事務所)




## 凡例

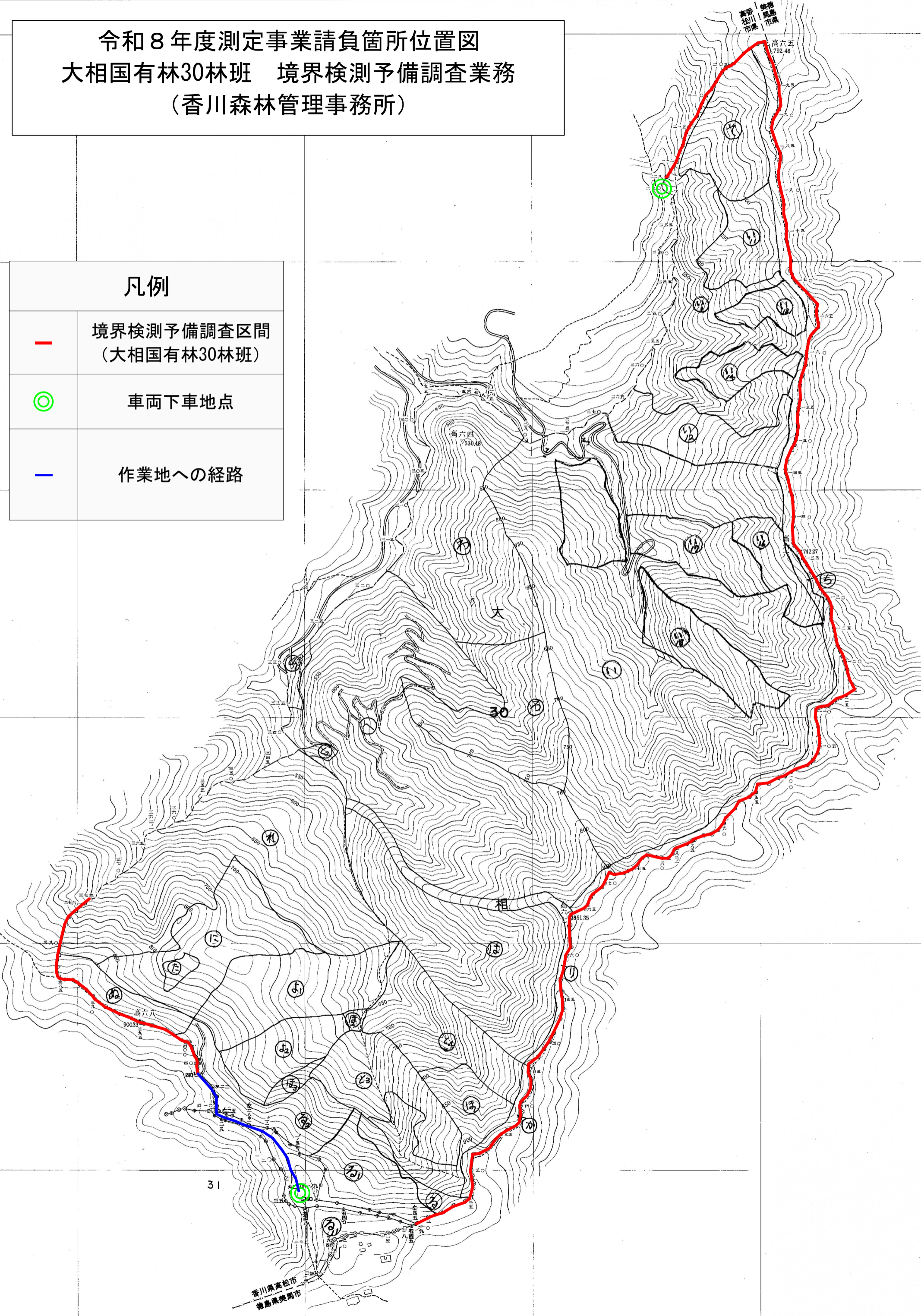
	境界検測予備調査区間 (大相国有林30林班)
	車両下車地点
	作業地への経路



等高線

令和8年度測定事業請負箇所位置図  
 大相国有林30林班 境界検測予備調査業務  
 (香川森林管理事務所)

凡例	
	境界検測予備調査区間 (大相国有林30林班)
	車両下車地点
	作業地への経路



第 1 号物件

事業名： 令和 8 年度 境界検測予備調査業務 香川 森林管理事務所 大相 国有林

境界検測予備調査業務請負区間表

物件番号	担当森林事務所	国有林名	林班	区間		境界点数				境界延長 (m)		位置図
				自	至	有	無標点	計	斜距離	水平距離		
①	福栄・高松	大相	30	19	228	206	0	206		3,798	3,665	物件番号①
				376	407	33	0	33		694	642	
計						239	0	239		4,492	4,307	

大相 30林班

測系	境界点番号	標識			境界種別	座標値			距離方向角計算												
		番号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方向角			夾角		鉛直角		斜距離	水平距離				
1	19	19	小コン	H27	2	58,247.670	124,383.230	928.160	62	42	23	242	42	23	3	6	24	27.125	27.085		
1	20	20	コン	S36	2	58,271.740	124,395.650	929.630	66	36	56	183	54	33	1	34	33	17.820	17.813		
1	21	21	コン	S36	2	58,288.090	124,402.720	930.120	75	10	31	188	33	35	4	47	53	17.336	17.275		
1	22	22	コン	S36	2	58,304.790	124,407.140	931.570	58	25	23	163	14	51	-	1	30	7	27.088	27.079	
1	23	23	コン	S36	2	58,327.860	124,421.320	930.860	70	17	49	191	52	26	1	5	58	26.581	26.576		
1	24	24	コン	S36	2	58,352.880	124,430.280	931.370	53	21	33	163	3	44	-	3	6	20	14.029	14.008	
1	25	25	石標	T11	2	58,364.120	124,438.640	930.610	15	17	57	141	56	24	-	13	11	9	9.381	9.134	
1	26	26	石標	S33	2	58,366.530	124,447.450	928.470	15	46	2	180	28	5	-	14	1	51	12.745	12.365	
1	27	27	コン	S36	2	58,369.890	124,459.350	925.380	4	4	27	168	18	25	-	15	48	55	11.118	10.697	
1	28	28	コン	S36	2	58,370.650	124,470.020	922.350	352	0	10	167	55	43	-	10	26	46	17.980	17.682	
1	29	29	コン	S36	2	58,368.190	124,487.530	919.090	350	21	16	178	21	6	-	7	48	22	11.928	11.817	
1	30	30	豆コン	S46	2	58,366.210	124,499.180	917.470	7	5	21	196	44	5	1	19	22	37.688	37.678		
1	31	253	石標	T11	2	58,370.860	124,536.570	918.340	85	34	59	258	29	38	-	19	42	36	15.448	14.543	
1	32	32	小コン	H23	2	58,385.360	124,537.690	913.130	61	48	32	156	13	33	-	17	28	52	27.431	26.164	
1	33	33	豆コン	S46	2	58,408.420	124,550.050	904.890	32	52	34	151	4	1	-	8	1	9	20.501	20.301	
1	34	34	コン	S36	2	58,419.440	124,567.100	902.030	44	58	36	192	6	2	-	8	51	3	17.483	17.275	
1	35	35	豆コン	S46	2	58,431.650	124,579.320	899.340	56	51	2	191	52	26	-	12	15	8	15.644	15.288	
1	36	36	豆コン	S46	2	58,444.450	124,587.680	896.020	61	39	53	184	48	52	-	15	38	19	25.708	24.756	
1	37	250	石標	T5	2	58,466.240	124,599.430	889.090	46	26	30	164	46	37	-	13	34	47	10.988	10.681	
1	38	38	豆コン	S44	2	58,473.980	124,606.790	886.510	8	5	46	141	39	16	-	14	9	34	22.116	21.444	
1	39	39	コン	S36	2	58,477.000	124,628.020	881.100	348	3	38	159	57	52	-	11	12	51	14.192	13.921	
1	40	40	豆コン	S46	2	58,474.120	124,641.640	878.340	13	30	18	205	26	40	5	1	9		9.715	9.678	
1	41	41	豆コン	S46	2	58,476.380	124,651.050	879.190	45	48	37	212	18	19	-	7	54	50	20.191	19.999	
1	42	247	石標	T7	2	58,490.720	124,664.990	876.410	25	37	40	159	49	3	4	25	31		18.922	18.866	
1	43	246	石標	T5	2	58,498.880	124,682.000	877.870	0	29	22	154	51	42	-	0	18	21		18.731	18.731
1	44	44	豆コン	S44	2	58,499.040	124,700.730	877.770	338	37	41	158	8	19	3	30	57		16.633	16.602	
1	45	45	豆コン	S45	2	58,492.990	124,716.190	878.790	1	53	12	203	15	32	-	2	35	17		17.938	17.920
1	46	46	豆コン	S44	2	58,493.580	124,734.100	877.980	50	11	5	228	17	53	-	19	10	44		8.036	7.590
1	47	47	コン	S36	2	58,499.410	124,738.960	875.340	52	39	33	182	28	28	-	15	57	40		18.983	18.251
1	48	48	コン	S36	2	58,513.920	124,750.030	870.120	36	38	24	163	58	51	-	4	49	16		22.012	21.934
1	49	49	豆コン	S46	2	58,527.010	124,767.630	868.270	35	20	45	178	42	21	3	42	52		19.141	19.101	
1	50	50	豆コン	S46	2	58,538.060	124,783.210	869.510	25	35	13	170	14	28	-	7	53	29		5.026	4.978
1	51	244	石標	T5	2	58,540.210	124,787.700	868.820	26	44	48	181	9	35	-	3	57	10		16.972	16.932
1	52	52	豆コン	S46	2	58,547.830	124,802.820	867.650	25	59	18	179	14	30	-	11	47	22		34.946	34.209
1	53	53	豆コン	S44	2	58,562.820	124,833.570	860.510	16	24	55	170	25	37	-	10	35	31		21.816	21.444
1	54	54	豆コン	S46	2	58,568.880	124,854.140	856.500	357	45	49	161	20	54	-	3	23	15		22.847	22.807
1	55	242	石標	T5	2	58,567.990	124,876.930	855.150	350	41	10	172	55	21	-	10	40	34		16.788	16.497
1	56	56	豆コン	S46	2	58,565.320	124,893.210	852.040	355	12	50	184	31	40	-	19	57	24		27.160	25.529
1	57	57	豆コン	S46	2	58,563.190	124,918.650	842.770	18	20	58	203	8	8	-	13	19	47		21.774	21.187
1	58	58	豆コン	S49	2	58,569.860	124,938.760	837.750	9	40	15	171	19	17	-	0	55	7		26.195	26.192
1	59	240	石標	T5	2	58,574.260	124,964.580	837.330	9	7	21	179	27	6	10	13	36		9.294	9.146	
1	60	60	豆コン	S49	2	58,575.710	124,973.610	838.980	29	37	10	200	29	49	2	43	1		19.830	19.808	
1	61	61	豆コン	S49	2	58,585.500	124,990.830	839.920	357	12	0	147	34	51	8	51	11		50.552	49.950	

大相 30林班

測系	境界点番号	標識			境界種別	座標値			距離方向角計算											
		番号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方向角			夾角			鉛直角			斜距離	水平距離	
1	62	62	豆コ	S44	2	58,583.060	125,040.720	847.700	3	23	23	186	11	22	12	31	14	14.899	14.545	
1	63	238	石標	T5	2	58,583.920	125,055.240	850.930	16	31	43	193	8	21	-	0	28	46	8.366	8.366
1	64	64	豆コ	S49	2	58,586.300	125,063.260	850.860	64	56	48	228	25	4	-	10	58	51	32.812	32.211
2	65	65	豆コ	S49	2	58,615.480	125,076.900	844.610	45	54	42	160	57	54	-	3	8	34	11.127	11.110
2	66	66	コン	S36	2	58,623.460	125,084.630	844.000	20	49	27	154	54	44	3	47	17	16.802	16.765	
2	67	67	豆コ	S49	2	58,629.420	125,100.300	845.110	32	57	59	192	8	33	4	52	49	8.816	8.784	
2	68	68	豆コ	S49	2	58,634.200	125,107.670	845.860	51	54	54	198	56	55	-	8	12	48	26.110	25.842
2	69	69	豆コ	S49	2	58,654.540	125,123.610	842.130	33	9	4	161	14	10	4	18	11	9.463	9.436	
2	70	70	コン	S36	2	58,659.700	125,131.510	842.840	25	4	31	171	55	27	17	39	45	27.982	26.663	
2	71	71	豆コ	S49	2	58,671.000	125,155.660	851.330	112	9	29	267	4	58	-	19	33	51	12.662	11.931
2	72	72	豆コ	S49	2	58,682.050	125,151.160	847.090	81	6	8	148	56	38	-	17	16	11	20.447	19.525
2	73	73	豆コ	S49	2	58,701.340	125,154.180	841.020	68	12	33	167	6	25	-	23	49	17	11.043	10.102
2	74	74	豆コ	S49	2	58,710.720	125,157.930	836.560	64	32	6	176	19	33	-	33	37	23	17.066	14.211
2	75	230	石標	T11	2	58,723.550	125,164.040	827.110	47	38	8	163	6	2	-	13	34	18	12.656	12.303
2	76	76	豆コ	S49	2	58,732.640	125,172.330	824.140	34	37	58	166	59	51	-	0	41	56	18.037	18.036
2	77	77	豆コ	S49	2	58,742.890	125,187.170	823.920	56	30	48	201	52	49	-	18	19	30	13.995	13.285
2	78	78	石標	S35	2	58,753.970	125,194.500	819.520	103	16	37	226	45	49	-	18	41	53	21.835	20.683
2	79	79	豆コ	S49	2	58,774.100	125,189.750	812.520	102	51	12	179	34	34	1	22	48	12.456	12.452	
2	80	80	豆コ	S44	2	58,786.240	125,186.980	812.820	91	22	48	168	31	36	6	47	17	14.637	14.534	
2	81	81	石標	S35	2	58,800.770	125,186.630	814.550	42	50	29	131	27	41	2	1	8	12.773	12.765	
2	82	82	小コ	H27	2	58,809.450	125,195.990	815.000	24	10	10	161	19	41	2	13	35	12.099	12.090	
2	82の1	82の1	小コ	H27	2	58,814.400	125,207.020	815.470	61	29	28	217	19	18	6	57	43	5.445	5.405	
2	83	226	石標	T8	2	58,819.150	125,209.600	816.130	67	58	41	186	29	13	-	12	50	55	23.744	23.149
2	84	84	豆コ	S49	2	58,840.610	125,218.280	810.850	62	54	23	174	55	42	-	6	47	15	12.692	12.603
2	85	85	豆コ	S49	2	58,851.830	125,224.020	809.350	47	17	8	164	22	46	-	4	5	53	6.577	6.560
2	86	86	豆コ	S49	2	58,856.650	125,228.470	808.880	69	18	53	202	1	44	0	7	42	22.308	22.308	
2	87	87	コン	S36	2	58,877.520	125,236.350	808.930	76	48	32	187	29	39	1	59	41	19.250	19.238	
2	88	88	コン	S36	2	58,896.250	125,240.740	809.600	58	45	34	161	57	1	6	9	36	16.775	16.678	
2	89	89	豆コ	S49	2	58,910.510	125,249.390	811.400	37	44	24	158	58	51	7	28	53	17.664	17.514	
2	90	90	豆コ	S49	2	58,921.230	125,263.240	813.700	23	42	30	165	58	6	-	2	11	57	13.291	13.281
2	91	222	石標	T11	2	58,926.570	125,275.400	813.190	45	8	26	201	25	56	-	20	3	7	30.682	28.822
2	92	92	豆コ	S49	2	58,947.000	125,295.730	802.670	30	21	19	165	12	53	-	6	28	23	19.337	19.214
2	93	93	豆コ	S44	2	58,956.710	125,312.310	800.490	67	12	4	216	50	46	-	18	3	49	24.349	23.149
2	94	94	豆コ	S49	2	58,978.050	125,321.280	792.940	51	22	40	164	10	36	-	2	37	2	19.053	19.033
2	95	95	豆コ	S49	2	58,992.920	125,333.160	792.070	15	15	39	143	52	59	13	49	1	17.879	17.362	
2	96	96	コン	S36	2	58,997.490	125,349.910	796.340	83	36	20	248	20	41	-	9	44	48	23.687	23.345
2	97	218	石標		2	59,020.690	125,352.510	792.330	62	27	36	158	51	16	9	50	33	24.277	23.920	
2	98	98	小コ	H27	2	59,041.900	125,363.570	796.480	73	0	53	190	33	17	1	13	10	13.627	13.624	
2	99	99	豆コ	S49	2	59,054.930	125,367.550	796.770	58	37	37	165	36	44	1	41	42	18.256	18.248	
2	100	100	豆コ	S49	2	59,070.510	125,377.050	797.310	60	55	17	182	17	40	17	42	17	14.666	13.971	
2	101	101	豆コ	S49	2	59,082.720	125,383.840	801.770	71	38	35	190	43	17	5	11	10	25.666	25.561	
2	102	102	豆コ	S49	2	59,106.980	125,391.890	804.090	47	34	58	155	56	23	11	21	10	18.085	17.731	
2	103	103	コン	S36	2	59,120.070	125,403.850	807.650	30	14	24	162	39	26	18	55	7	18.660	17.652	

大相 30林班

測系	境界点番号	標識			境界種別	座標値			距離方向角計算											
		番号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方向角			夾角			鉛直角			斜距離	水平距離	
2	104	104	豆コ	S49	2	59,128.960	125,419.100	813.700	15	29	56	165	15	32	14	57	40	16.424	15.867	
2	105	105	豆コ	S49	2	59,133.200	125,434.390	817.940	3	42	45	168	12	49	10	14	0	13.340	13.128	
2	106	216	石標	T11	2	59,134.050	125,447.490	820.310	347	48	20	164	5	35	-	0	13	42	10.036	10.036
2	107	107	豆コ	S49	2	59,131.930	125,457.300	820.270	356	0	9	188	11	49	-	14	44	32	21.063	20.370
2	108	108	豆コ	S49	2	59,130.510	125,477.620	814.910	341	42	23	165	42	14	2	50	46	20.542	20.517	
2	109	109	豆コ	S49	2	59,124.070	125,497.100	815.930	4	34	45	202	52	22	0	37	15	17.537	17.536	
2	110	213	石標	T11	2	59,125.470	125,514.580	816.120	49	40	19	225	5	34	-	7	20	27	6.653	6.598
2	111	111	豆コ	S49	2	59,130.500	125,518.850	815.270	79	32	5	209	51	46	-	17	16	20	23.408	22.352
2	112	112	豆コ	S49	2	59,152.480	125,522.910	808.320	51	7	28	151	35	23	13	7	9	25.112	24.457	
2	113	113	コン	S36	2	59,171.520	125,538.260	814.020	73	11	49	202	4	22	15	28	29	9.332	8.994	
2	114	114	豆コ	S49	2	59,180.130	125,540.860	816.510	66	24	22	173	12	33	24	47	59	14.257	12.942	
2	115	115	豆コ	S49	2	59,191.990	125,546.040	822.490	57	6	40	170	42	18	24	16	36	24.809	22.615	
2	116	212	石標	T11	2	59,210.980	125,558.320	832.690	332	45	51	95	39	12	-	8	59	38	24.755	24.451
2	117	117	豆コ	S49	2	59,199.790	125,580.060	828.820	344	42	40	191	56	48	-	6	34	35	16.415	16.307
2	118	118	豆コ	S49	2	59,195.490	125,595.790	826.940	351	18	16	186	35	37	-	22	54	21	8.401	7.739
2	119	119	石標	S33	2	59,194.320	125,603.440	823.670	343	9	49	171	51	33	-	25	0	49	20.765	18.817
2	120	208	石標	T5	2	59,188.870	125,621.450	814.890	341	45	2	178	35	12	-	9	11	6	14.847	14.657
2	121	121	豆コ	S49	2	59,184.280	125,635.370	812.520	328	53	55	167	8	53	-	11	14	26	11.645	11.422
2	122	122	豆コ	S49	2	59,178.380	125,645.150	810.250	332	29	10	183	35	15	-	26	5	33	13.233	11.884
2	123	207	コン	S6	2	59,172.890	125,655.690	804.430	348	5	7	195	35	56	-	28	32	6	16.705	14.676
2	124	124	豆コ	S49	2	59,169.860	125,670.050	796.450	349	50	1	181	44	54	-	23	19	15	26.220	24.078
2	125	125	豆コ	S49	2	59,165.610	125,693.750	786.070	341	29	5	171	39	5	-	12	44	3	20.823	20.311
2	126	126	コン	S36	2	59,159.160	125,713.010	781.480	0	53	16	199	24	11	-	15	48	11	10.061	9.681
2	127	127	コン	S36	2	59,159.310	125,722.690	778.740	4	27	27	183	34	11	-	21	19	34	17.681	16.470
2	128	128	コン	S36	2	59,160.590	125,739.110	772.310	341	5	22	156	37	55	-	25	58	59	13.558	12.188
2	129	129	豆コ	S49	2	59,156.640	125,750.640	766.370	332	13	42	171	8	20	-	29	53	59	13.962	12.104
2	130	130	豆コ	S49	2	59,151.000	125,761.350	759.410	319	8	46	166	55	5	-	32	34	50	18.106	15.257
2	131	206	石標	T11	2	59,141.020	125,772.890	749.660	327	50	15	188	41	29	-	29	14	3	15.500	13.526
2	132	132	豆コ	S49	2	59,133.820	125,784.340	742.090	334	9	35	186	19	20	-	23	31	27	19.668	18.033
2	133	133	豆コ	S49	2	59,125.960	125,800.570	734.240	328	28	41	174	19	7	-	4	31	31	21.547	21.480
2	134	134	豆コ	S44	2	59,114.730	125,818.880	732.540	327	39	34	179	10	53	11	57	6	33.706	32.975	
2	135	135	豆コ	S49	2	59,097.090	125,846.740	739.520	336	6	43	188	27	10	10	16	40	15.862	15.607	
2	136	136	コン	S36	2	59,090.770	125,861.010	742.350	319	0	4	162	53	21	-	11	49	13	18.844	18.444
3	137	137	コン	S36	2	59,078.670	125,874.930	738.490	333	1	0	194	0	56	-	13	18	52	6.296	6.127
3	138	138	豆コ	S49	2	59,075.890	125,880.390	737.040	357	3	11	204	2	11	-	1	2	29	35.213	35.207
3	139	139	豆コ	S49	2	59,074.080	125,915.550	736.400	5	57	21	188	54	10	-	10	53	14	24.143	23.708
3	140	140	コン	S36	2	59,076.540	125,939.130	731.840	356	30	3	170	32	42	14	10	58	34.814	33.753	
3	141	141	コン	S36	2	59,074.480	125,972.820	740.370	352	9	10	175	39	6	13	48	55	13.275	12.891	
3	142	142	豆コ	S49	2	59,072.720	125,985.590	743.540	341	2	32	168	53	22	6	16	52	9.415	9.358	
3	143	143	豆コ	S49	2	59,069.680	125,994.440	744.570	348	22	11	187	19	39	2	0	54	28.442	28.424	
3	144	144	豆コ	S49	2	59,063.950	126,022.280	745.570	340	36	44	172	14	33	10	14	4	16.040	15.785	
3	145	145	豆コ	S49	2	59,058.710	126,037.170	748.420	352	51	49	192	15	5	5	49	12	6.312	6.279	
3	146	146	コン	S36	2	59,057.930	126,043.400	749.060	10	5	48	197	13	59	-	0	22	8	20.193	20.193

大相 30林班

測系	境界点番号	標識			境界種別	座標値			距離方向角計算											
		番号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方向角			夾角		鉛直角		斜距離	水平距離			
3	147	147	豆コ	S49	2	59,061.470	126,063.280	748.930	23	18	49	193	13	1	-	0	31	31	26.178	26.177
3	148	201	石標	T11	2	59,071.830	126,087.320	748.690	30	43	25	187	24	36	-	9	9	52	12.432	12.273
3	149	149	豆コ	S49	2	59,078.100	126,097.870	746.710	21	46	11	171	2	46	-	16	14	35	10.475	10.057
3	150	150	豆コ	S49	2	59,081.830	126,107.210	743.780	14	3	20	172	17	9	-	14	42	1	14.856	14.370
3	151	151	豆コ	S49	2	59,085.320	126,121.150	740.010	5	0	23	170	57	3	-	11	7	32	16.584	16.272
3	152	152	豆コ	S49	2	59,086.740	126,137.360	736.810	349	53	40	164	53	17	-	2	42	25	9.529	9.518
3	153	153	豆コ	S49	2	59,085.070	126,146.730	736.360	2	1	50	192	8	11	0	39	58	18.062	18.061	
3	154	154	豆コ	S49	2	59,085.710	126,164.780	736.570	9	46	43	187	44	53	5	34	10	15.558	15.485	
3	155	155	コン	S36	2	59,088.340	126,180.040	738.080	9	29	14	179	42	31	-	3	18	23	18.899	18.868
3	156	156	豆コ	S49	2	59,091.450	126,198.650	736.990	357	25	33	167	56	19	1	21	52	29.398	29.390	
3	157	198	石標	T5	2	59,090.130	126,228.010	737.690	11	44	11	194	18	38	-	8	41	15	20.789	20.550
3	158	158	豆コ	S49	2	59,094.310	126,248.130	734.550	19	41	51	187	57	39	-	13	57	29	27.362	26.554
3	159	159	豆コ	S49	2	59,103.260	126,273.130	727.950	4	50	51	165	9	0	-	15	48	6	28.901	27.809
3	160	160	コン	S36	2	59,105.610	126,300.840	720.080	10	30	39	185	39	48	2	41	8	26.891	26.861	
3	161	161	コン	S36	2	59,110.510	126,327.250	721.340	23	7	58	192	37	19	22	44	10	11.178	10.309	
3	162	162	豆コ	S49S49	2	59,114.560	126,336.730	725.660	41	39	16	198	31	17	12	51	9	25.850	25.202	
3	163	163	豆コ	S49	2	59,131.310	126,355.560	731.410	354	2	46	132	23	31	13	15	17	10.598	10.316	
3	164	164	小コ	H27	2	59,130.240	126,365.820	733.840	348	49	31	174	46	44	16	50	34	14.772	14.138	
3	165	195	石標	T5	2	59,127.500	126,379.690	738.120	357	35	13	188	45	42	11	35	59	11.638	11.400	
3	166	166	豆コ	S49	2	59,127.020	126,391.080	740.460	7	19	27	189	44	14	0	14	27	14.276	14.276	
3	167	167	コン	S36	2	59,128.840	126,405.240	740.520	318	8	9	130	48	43	-	14	42	21	14.299	13.831
3	168	168	豆コ	S49	2	59,119.610	126,415.540	736.890	317	29	46	179	21	37	-	20	18	20	22.678	21.269
3	169	169	豆コ	S44	2	59,105.240	126,431.220	729.020	316	16	4	178	46	17	-	1	33	52	40.288	40.273
3	170	170	豆コ	S49	2	59,077.400	126,460.320	727.920	336	13	0	199	56	57	8	11	44	15.082	14.928	
3	171	171	豆コ	S49	2	59,071.380	126,473.980	730.070	348	12	45	191	59	45	8	43	47	7.379	7.294	
3	172	193	石標	T5	2	59,069.890	126,481.120	731.190	1	0	54	192	48	9	-	4	12	14	22.645	22.584
3	173	192	石標	T6	2	59,070.290	126,503.700	729.530	347	47	50	166	46	57	-	6	35	58	47.769	47.452
3	174	174	豆コ	S49	2	59,060.260	126,550.080	724.040	4	14	49	196	26	58	2	36	53	16.221	16.204	
3	175	175	豆コ	S49	2	59,061.460	126,566.240	724.780	356	15	21	172	0	32	8	3	12	17.631	17.457	
3	176	176	豆コ	S49	2	59,060.320	126,583.660	727.250	344	27	6	168	11	45	8	23	2	20.438	20.220	
3	177	191	石標	T6	2	59,054.900	126,603.140	730.230	0	25	15	195	58	9	7	48	59	21.985	21.781	
3	178	178	豆コ	S49	2	59,055.060	126,624.920	733.220	353	29	40	173	4	25	7	19	32	9.255	9.179	
3	179	190	石標	T5	2	59,054.020	126,634.040	734.400	345	43	10	172	13	30	8	52	31	23.592	23.310	
3	180	180	豆コ	S49	2	59,048.270	126,656.630	738.040	348	41	56	182	58	46	7	11	17	25.974	25.770	
3	181	181	豆コ	S49	2	59,043.220	126,681.900	741.290	356	49	13	188	7	17	-	1	35	19	7.214	7.211
3	182	182	コン	S36	2	59,042.820	126,689.100	741.090	7	36	49	190	47	37	-	0	46	7	35.778	35.775
3	183	183	コン	S36	2	59,047.560	126,724.560	740.610	356	59	30	169	22	41	3	39	20	13.175	13.148	
3	184	184	豆コ	S49	2	59,046.870	126,737.690	741.450	336	54	3	159	54	33	7	55	30	17.552	17.384	
3	185	185	豆コ	S49	2	59,040.050	126,753.680	743.870	341	11	42	184	17	39	14	37	56	18.724	18.117	
3	186	186	豆コ	S49	2	59,034.210	126,770.830	748.600	341	4	13	179	52	31	11	2	10	15.672	15.382	
3	187	187	石標	T5	2	59,029.220	126,785.380	751.600	353	58	2	192	53	49	5	36	54	8.892	8.849	
3	188	188	豆コ	S49	2	59,028.290	126,794.180	752.470	12	9	3	198	11	1	8	34	42	17.297	17.103	
3	189	189	豆コ	S49	2	59,031.890	126,810.900	755.050	30	54	30	198	45	27	12	27	12	14.515	14.173	



